

# 沖縄県馬術連盟規約

昭和56年	5月9日	制定
昭和62年	5月20日	一部改正
昭和63年	5月19日	一部追加
平成元年	5月26日	一部改正
平成12年	9月9日	一部改正
平成12年	12月2日	一部改正
平成16年	5月20日	一部改正
令和5年	5月21日	一部追加・改正

沖縄県馬術連盟



# 沖縄県馬術連盟規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この連盟は、沖縄県馬術連盟と称する。

### (目的)

第2条 この連盟は、沖縄県における馬術を統括する団体であって、県民一般に基盤を置くスポーツとして、馬術の普及発展を図り、以て県民の体位向上および健全なスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。また、競技以外の馬事振興にも取り組む。

[令和 5年 5月 21日 追加]

### (上部団体)

第3条 この連盟は前条の目的を達成するために、公益社団法人日本馬術連盟および公益社団法人沖縄県スポーツ協会に加盟する。

[令和 5年 5月 21日 改正]

### (事務所)

第4条 この連盟の事務所は、沖縄県那覇市に置く。

[平成12年 9月 9日 改正]

[平成12年12月 2日 改正]

[平成16年 5月20日 改正]

## 第2章 事業

### (事業)

**第5条** この連盟は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 沖縄県内（以下県内という。）における馬術の競技会、講習会等の実施および援助。
  - (2) 県外馬術大会等への代表選手の派遣。
  - (3) 乗馬家の増加および乗馬施設の拡充、強化。
  - (4) 乗馬生産の指導、奨励および援助。
  - (5) 馬術の普及宣伝、指導および奨励。
  - (6) 会員および会員相互の連絡ならびに親睦。
  - (7) 県内の馬事振興に関連する行事や事業の援助。
  - (8) 上部団体からの依頼された事項の伝達および実施。
  - (9) 県内スポーツ諸団体との連絡。
  - (10) その他この連盟の目的達成上必要と認められる事項。
- [令和 5年 5月 21日 追加・改正]

### (事業年度)

**第6条** この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 会員

### (会員の種類)

**第7条**

1. この連盟の会員の種類は、正会員、名誉会員、および賛助会員とする。
2. 正会員は、次の通りとする。
  - (1) 県内に住所または勤務先所在地、若しくは在学学校所在地を有する乗馬愛好者。
  - (2) 県内にある乗馬団体。
  - (3) 第2号に挙げる乗馬団体に所属する乗馬愛好者であって、第1号に該当しな

い者。

3. 名誉会員は、この連盟に特別の貢献のあった者で、理事会の議を経て、総会において推挙された者とする。
4. 賛助会員は、この連盟の趣旨に賛同し、この連盟の事業を援助する個人および団体。

#### (入会)

**第8条** この連盟の会員（名誉会員を除く）になろうとするときは、書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

#### (会費等)

##### 第9条

1. 正会員は、入会金および年会費を納入しなければならない。
2. 賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。
3. 入会金、年会費および賛助会費の額および納入に関する事項は総会において定める。
4. 既納の入会金、年会費、および賛助会費について、返還を請求することは出来ない。

#### (会員の資格の喪失)

**第10条** 会員は、次の理由によって、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

#### (退会)

##### 第11条

1. 会員が退会しようとするときは、書面により理由を付して届け出なければならない。
2. 年会費を1年以上滞納したものは、退会した者とみなす。
3. 賛助会員である法人または団体が解散したときは退会とみなす。

#### (除名)

**第12条** 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することが出来る。

- (1) この連盟の事業を故意に妨害したとき。

(2) この連盟の名誉または信用を傷つける行為があったとき。

## 第4章 役員、顧問および評議員

### (役員の数)

第13条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 1名

[昭和62年 5月20日 (4) 改正]

[昭和63年 5月19日 (1) 追加]

[平成 元年 5月26日 (3)(6) 改正]

### (役員を選出)

第14条

1. 理事および監事は、正会員の中から、総会において、正会員による選挙により選出する。但し、選考委員会が推薦した者について、総会の承認を得ることによって、選挙に代えることが出来る。
2. 前項但し書きの選考委員会は、会長が理事長に諮って指名した委員若干名をもって構成するものとする。
3. 会長、副会長、ならびに理事長を理事の互選により選出する。
4. 名誉会長は理事会の議を経て、総会において推戴する。

[昭和62年 5月20日 3項 改正]

[昭和63年 5月19日 4項 追加]

### (役員の仕事)

第15条

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の定めた順位により、その職務を代理し、会長の欠けたるときはその職務を行う。
3. 理事長は、会長を補佐して一般業務の運営に当たり、会長、副会長ともに事故ある

ときは、その職務を代理する。

4. 理事は、理事会を組織し会務の執行を決定する。
5. 監事は財産の状況を監査する。

#### (顧問および評議員)

##### 第16条

1. この連盟に、顧問および評議員各若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 評議員は、会員の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
4. 顧問は、この連盟の業務執行上の重要な事項に関し、適時参画する。
5. 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に答えて、または意見を具申することが出来る。

#### (役員等の任期)

##### 第17条

1. 役員は、2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 役員は、前項の任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務をおこなうものとする。
3. 補充により新たに就任した役員は、現任者の残存期間とする。

#### (評議員)

第18条 評議員および顧問の任期については、役員に関する規定を適用する。

#### (名誉職)

第19条 役員、顧問および評議員は、名誉職とする。

## 第5章 会 議

#### (会議の種類および議長)

第20条 会議は、総会および理事会とし、会長は会議の議長となる。

#### (総会)

## 第21条

1. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 総会員の5分の1以上の会員から、会議の目的である事項、および理由を記載した書面をもって開催の要求があったとき。

第22条 総会は、正会員の過半数の出席（委任状による出席を含む）により成立する。

### （総会付議事項）

第23条 総会に附議する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画および収支予算。
- (2) 事業報告および収支決算。
- (3) 規約の改正。
- (4) 役員を選出。
- (5) 解散。
- (6) その他重要な事項。

### （総会の議決）

## 第24条

1. 総会の議決は、出席正会員の持つ表決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
2. 正会員の表決権は、1人または1団体につき1票とする。
3. 前条第3号および第5号についての議決は、第1項の規定にかかわらず、出席会員の持つ表決権の4分の3以上によらなければならない。

### （総会の議事録）

第25条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および議長が指名した署名人が記名、押印するものとする。

### （理事会）

## 第26条

1. 理事会は、理事をもって構成し、この連盟の業務について議定し、執行する。
2. 理事会は、会長が必要に応じて開く。
3. 会長は、理事の3分の1以上から要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

らない。

4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
5. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって行う。

## 第6章 資産・会計

(資産)

**第27条** この連盟の資産は、入会金、年会費、賛助会費、寄附金、寄附財産およびその他の収入からなる。

**第28条** この連盟の資産の管理および運用は、理事会の決議を経て会長が行う。

(予算)

**第29条** この連盟の会計年度は、第6条に定める事業年度による。

## 第7章 雑則

**第30条** この規約の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が制定および改廃することが出来る。

## 附則

- ▶ 本規則は、昭和56年 5月 9日に制定し、同日より施行する。
- ▶ 本規約は、昭和62年 5月20日に第13条および第14条を改正し、昭和62年 5月20日より適用する。
- ▶ 本規約は、昭和63年 5月19日に第13条および第14条の条文を追加し、昭和63年 5月19日より適用する。
- ▶ 本規約は、平成 元年 5月26日に第13条を改正し、平成 元年 5月26日より適用する。
- ▶ 本規約は、平成12年 9月 9日に第4条を改正し、平成12年 9月 9日より適用する。
- ▶ 本規約は、平成12年12月 2日に第4条を改正し、平成12年12月 2日より適用する。
- ▶ 本規約は、平成16年 5月20日に第4条を改正し、平成16年 5月20日より適用する。
- ▶ 本規約は、令和 5年 5月21日に第2条、第3条および第5条を一部追加・改正し、令和 5年 5月21日より適用する。

## 規約の一部改正について

馬術連盟規約の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
昭和62年 5月20日 第13条 (4) 改正	第13条 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名 (3) 理 事 長 1名 (4) 理 事 若干名 (5) 監 事 1名
昭和62年 5月20日 第14条 3項改正	第14条 3項 会長、副会長、ならびに理事長を理事の互選により選出する。
昭和63年 5月19日 第13条 (1) 追加 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名 (3) 理 事 長 1名 (4) 理 事 若干名 (5) 監 事 1名	第13条 (1) 名誉会長 1名 (2) 会 長 1名 (3) 副 会 長 2名 (4) 理 事 長 1名 (5) 理 事 若干名 (6) 監 事 1名
昭和63年 5月19日 第14条 4項追加	第14条 4項 名誉会長は理事会の議を経て、総会において推戴する。

改正前	改正後
<p>平成 元年 5月26日  第13条 (3) および (6) の改正  (3) 副会長 2名  (6) 監事 2名</p>	<p>(3) 副会長 1名  (6) 監事 1名</p>
<p>平成12年 9月 9日  第4条 改正  この連盟の事務所を沖縄県豊見城村におく。</p>	<p>第4条  この連盟の事務所を沖縄県石川市に置く。</p>
<p>平成12年12月 2日  第4条 改正  この連盟の事務所を沖縄県石川市に置く。</p>	<p>第4条  この連盟の事務所を沖縄県沖縄市に置く。</p>
<p>平成16年 5月20日  第4条 改正  この連盟の事務所を沖縄県沖縄市に置く。</p>	<p>第4条  この連盟の事務所を沖縄県那覇市に置く。</p>
<p>令和 5年 5月21日  第2条 追加  この連盟は、沖縄県における馬術を統括する団体であって、県民一般に基盤を置くスポーツとして、馬術の普及発展を図り、以て県民の体位向上および健全なスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条  この連盟は、沖縄県における馬術を統括する団体であって、県民一般に基盤を置くスポーツとして、馬術の普及発展を図り、以て県民の体位向上および健全なスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。<u>また、競技以外の馬事振興にも取り組む。</u></p>

改正前	改正後
<p>令和 5年 5月21日</p> <p>第3条 改正</p> <p>この連盟は前条の目的を達成するために、社団法人日本馬術連盟および沖縄県体育協会に加盟する。</p> <p>第5条 (7)の追加・(8)の改正</p> <p>(6) 会員および会員相互の連絡ならびに親睦。</p> <p>(7) 上部団体からの依頼された事項の伝達および実施。</p> <p>(8) 県内体育諸団体との連絡。</p> <p>(9) その他この連盟の目的達成上必要と認められる事項。</p>	<p>第3条</p> <p>この連盟は前条の目的を達成するために、<u>公益社団法人日本馬術連盟</u>および<u>公益社団法人沖縄県スポーツ協会</u>に加盟する。</p> <p>第5条</p> <p>(6) 会員および会員相互の連絡ならびに親睦。</p> <p>(7) <u>県内の馬事振興に関連する行事や事業の援助。</u></p> <p>(8) 上部団体からの依頼された事項の伝達および実施。</p> <p>(9) 県内<u>スポーツ諸団体</u>との連絡。</p> <p>(10) その他この連盟の目的達成上必要と認められる事項。</p>